

公布した規則一覧

令和6年

公布 番号	規則名
75	杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
76	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年8月27日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第75号

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

杉並区立コミュニティふらっと条例の一部を改正する条例（令和6年杉並区条例第14号）の施行期日は、令和7年4月1日とする。ただし、同条例附則第4項の規定の施行期日は、同年3月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年8月29日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第76号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年杉並区規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条の4を次のように改める。

（所得の額）

第2条の4 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族のうち、控除対象扶養親族（同法に規定する控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族（同法に規定する扶養親族をいう。）以外のものをいう。以下同じ。）がない場合 360万4,000円

（2） 加算対象扶養親族等がある場合 360万4,000円に次に掲げる額を加算した額

ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者（70歳以上の所得税法に規定する同一生計配偶者をいう。以下同じ。）、老人扶養親族（同法に規定する老人扶養親族をいう。以下同じ。）又は特定扶養親族等（同法に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に63万円を乗じて得た額

第4条第3項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「第2条第8項」

を「第19条第8号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の4の規定は、この規則の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。